

介護職員特定処遇改善加算

1. 介護職員特定処遇改善加算とは

介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることとされ、2019年（令和元年）10月の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」（以下「特定加算」）が創設されました。

特定加算は、内閣府が2017年（平成29年）年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」で提示された、「勤続年数10年以上の介護福祉士に対して月額平均8万円相当アップさせるか、年収440万円以上にする」という制度設計に基づいています。

また、経験・技能を有する介護職員に重点化し、介護職員に対する一層の処遇改善を行う一方で、一定のルールに基づき、介護職員以外への処遇改善も、法人の判断で可能となる等、柔軟な運用も認められています。

なお、当法人が運営する介護事業所では、特定加算を取得しています。

2. 介護職員特定処遇改善加算算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの何れかを算定していること。
- ・ 介護職員処遇加算の職場環境要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの、「見える化」を行っていること。

3. 職場環境等要件について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

【資質の向上】

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
- ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

【労働環境・処遇の改善】

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

【その他】

- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減